

令和5年2月7日  
航空局安全部  
航空安全推進室

## スカイマーク株式会社に対する業務改善勧告及び 同社安全統括管理者の職務に関する警告について

スカイマーク株式会社において、以下のとおり整備士による不適切な行為が認められましたので、国土交通省航空局（以下「当局」という。）は本日付けで同社に対して別添のとおり業務改善勧告を行い、必要な再発防止策を検討の上、令和5年2月24日までに報告するよう指示しましたのでお知らせします。また、併せて同社に対し、安全管理システムの再構築等、安全統括管理者の職務についても改善措置を求めるための警告を行いましたのでお知らせします。

### （事案の概要）

令和4年12月25日早朝、長崎空港において同社所属の確認主任者（整備士）が、整備規程に定める運航前整備作業開始前の法定アルコール検査を実施しないまま不正に合格として、整備に係る業務を実施した旨、同社から当局に対し令和5年1月12日に報告があった。

当局は同社からの報告後ただちに事実関係の調査を指示し、再報告を求めたところ、

- 当該確認主任者が、運航前整備作業開始前の法定アルコール検査を実施しないまま不正に合格とし、配下の整備士及びアルコール検査立会者にそのことを追認（検査記録をねつ造）させ、酒気帯び状態でSKY140便の整備に係る業務を実施していたこと。
- 当該確認主任者が、配下の整備士からの報告内容について、タイヤ圧力の計測など一部の項目について十分な確認をしないまま不適切な整備記録の作成を行うなど、事実と異なる整備内容によって整備の確認を行ったこと。

について同社から当局に報告があった。

これらの行為は、航空法に基づき認可を受けた同社の整備規程及び業務規程に違反するものであった。

国土交通省航空局としては、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

【別添】：スカイマーク株式会社に対する業務改善勧告の文書及び警告書

《 問い合わせ先 》

国土交通省航空局安全部航空安全推進室

TEL:03-5253-8111（代表）、03-5253-8732（直通）

野下、松田（内線：50143、50163）